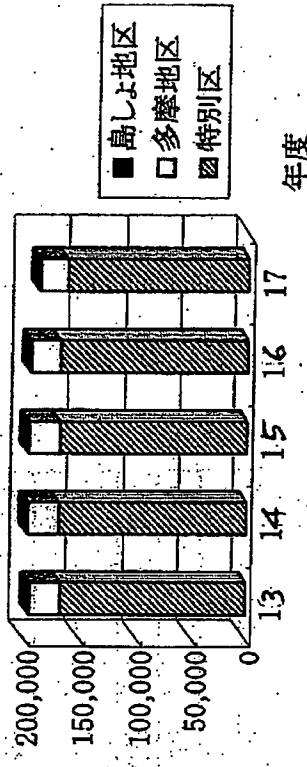


6 小規模貯水槽水道

(1) 施設数の推移

地区名	13	14	15	16	17
特別区	167,401	169,353	169,110	169,595	164,142
多摩地区	27,407	27,662	27,556	26,162	24,330
島しょ地区	113	115	113	110	127
計	194,921	197,130	196,779	195,867	188,599

施設数 小規模貯水槽水道の施設数の推移

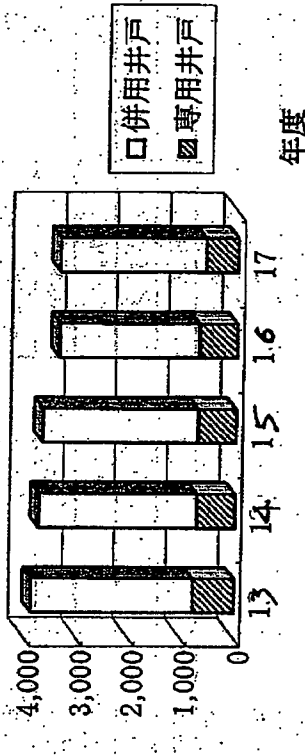


7 飲用に供する井戸等施設

(1) 施設数の推移(多摩・島しょ地区)

用途	13	14	15	16	17
専用井戸	760	693	691	691	588
併用井戸	3,104	3,044	2,988	2,689	2,786
計	3,864	3,737	3,679	3,380	3,374

施設数 飲用に供する井戸等の施設数の推移



専用井戸:水道を布設していないもの
併用井戸:水道を布設しているもの

○東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

平成一四年一二月二五日

条例第一六九号

(目的)

第一条 この条例は、市町村(八王子市を除く。)の存する区域における小規模貯水槽水道及び飲用井戸等(以下「小規模貯水槽水道等」という。)の衛生管理に必要な事項を定めることにより、飲料水の安全と衛生を確保し、もって都民の健康の保持と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 水道 導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。
- 二 水道事業者 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号。以下「法」という。)第六条第一項に規定する認可を受けて、法第三条第二項に規定する水道事業(以下「水道事業」という。)を經營する者をいう。
- 三 小規模貯水槽水道 水道事業の用に供する水道、法第三条第六項に規定する専用水道及び同条第七項に規定する簡易専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもののうち、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるための水槽を有するものをいう。ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第二条第一項に規定する特定建築物に設置されたもの又は専ら一戸の住宅に水を供給するものを除く。
- 四 飲用井戸等 水道事業の用に供する水道及び法第三条第六項に規定する専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水以外の水を水源の全部又は一部とするもののうち、水源から水の供給を受けるための水槽を有するものをいう。ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第二条第一項に規定する特定建築物に設置されたもの又は専ら一戸の住宅に水を供給するものを除く。
- 五 特定小規模貯水槽水道 小規模貯水槽水道のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 東京都規則(以下「規則」という。)で定める施設に水を供給するもの
 - ロ 水槽の有効容量の合計が五立方メートルを超えるもの
- 六 特定飲用井戸等 飲用井戸等のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 規則で定める施設に水を供給するもの
 - ロ 水槽の有効容量の合計が五立方メートルを超えるもの

七 水道施設 小規模貯水槽水道又は飲用井戸等の取水施設、浄水施設及び給水施設をいう。

八 設置者 小規模貯水槽水道又は飲用井戸等の所有者、占有者その他の者で当該水道施設の維持管理について権原を有するものをいう。

(都の責務)

第三条 東京都(以下「都」という。)は、小規模貯水槽水道等の衛生管理に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 都は、小規模貯水槽水道の衛生確保を図るため、水道事業者との緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(水道事業者の責務)

第四条 水道事業者は、都と協力して小規模貯水槽水道の衛生管理の適正化を図られるように努めなければならない。

(設置者の責務)

第五条 設置者は、小規模貯水槽水道等の衛生管理に努めるとともに、都が行う小規模貯水槽水道等の衛生管理に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(特定小規模貯水槽水道等の届出)

第六条 特定小規模貯水槽水道及び特定飲用井戸等(以下「特定小規模貯水槽水道等」という。)の設置者は、次のいずれかに該当したときは、規則で定めるところにより、十日以内に知事に届け出なければならない。ただし、設置者が東京都給水条例(昭和三十三年東京都条例第四十一号)第三十三条の四の規定による届出を行った場合は、この限りでない。

一 特定小規模貯水槽水道等を設置したとき。

二 前号により届出を行った事項に変更があったとき。

三 特定小規模貯水槽水道等を廃止したとき。

(衛生上の措置)

第七条 特定小規模貯水槽水道等の設置者は、次に定めるところにより、当該水道施設について衛生上必要な措置を講じなければならない。ただし、第五号については、特定飲用井戸等の設置者に限るものとする。

一 水槽の清掃を一年に一回以上、定期的に行うこと。

二 水道施設の管理の状況について、一年に一回以上、定期的な検査すること。

三 供給する水が有害物、汚水等によって汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

四 給水栓から供給される水の色、濁り、におい、味その他の状態に異常を認めた場合に、水質基準に関する省令(平成十五年厚生労働省令第百

一 号。以下「省令」という。)の表の上欄に掲げる事項のうち原因を特定するために必要と認められるものについて検査を行うこと。

五 給水を開始しようとするとき及び一年に一回以上、定期的に、規則の定めるところにより水質検査を行うこと。

2 特定小規模貯水槽水道等の設置者は、水道施設の管理の状況を把握するため、水槽の清掃記録、水道施設の検査記録、水質検査の結果等の帳簿書類を作成の日から五年間保存しなければならない。

(緊急時の措置)

第八条 特定小規模貯水槽水道等の設置者は、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、次に掲げる措置を講ずるとともに、速やかに知事に報告しなければならない。

一 直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知すること。

二 汚染の原因を調査し、当該水道施設の改善を図ること。

三 必要に応じて代替水を確保すること。

2 特定小規模貯水槽水道等の設置者は、水の汚染の原因が解消され、給水を再開しようとするときは、省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要と認められるものについて検査を行い、安全を確認しなければならない。

(指導及び助言)

第九条 知事は、前二条に規定する措置に関し必要があると認めるときは、特定小規模貯水槽水道等の設置者に対して指導及び助言を行うことができる。

(改善の指示)

第十条 知事は、特定小規模貯水槽水道等の設置者が第七条及び第八条に規定する措置を行わないときは、当該設置者に対して、期間を定めて、当該措置を行うべきことを指示することができる。

(給水停止命令)

第十一条 知事は、特定小規模貯水槽水道等の設置者が前条の規定による指示に従わない場合において、給水を継続させることが利用者の利益を阻害すると認めるときは、当該指示に係る措置を行うまでの間、給水を停止すべきことを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第十二条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定小規模貯水槽水道等の設置者からその管理の状況について必要な報告を求め、又はその職員に特定小規模貯水槽水道等の水道施設のある場所若しくは特定小規模貯水槽水道等の設置者の事務所に立ち入らせ、その水道施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、環境衛生監視員と称し、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定小規模貯水槽水道等以外の小規模貯水槽水道等の衛生管理)

第十三条 特定小規模貯水槽水道等以外の小規模貯水槽水道等の設置者は、当該水道施設について、第七条及び第八条に規定する措置を講ずるように努めなければならない。

(罰則)

第十四条 第十一条の規定による給水停止命令に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第十五条 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第十七条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に特定小規模貯水槽水道等を設置している者に対する第六条の規定の適用については、同条中「十日以内に」とあるのは「平成十五年六月三十日までに」とする。
- 3 この条例の施行の際、現に知事が定めるところによりされている貯水槽等の設置等に係る届出は、第六条各号による届出とみなす。

附 則(平成一六年条例第七四号)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年条例第一七一号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

○東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則
平成一四年一二月二五日
規則第二九三号

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成十四年東京都条例第百六十九号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(施設)

第三条 条例第二条第五号イ及び第六号イの東京都規則で定める施設は、別表第一のとおりとする。

(特定小規模貯水槽水道等の届出)

第四条 条例第六条第一号の規定による特定小規模貯水槽水道等の設置の届出は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 届出をしようとする者の住所及び氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
 - 二 特定小規模貯水槽水道等を設置する施設の名称及び所在地
 - 三 管理者がいる場合は、その者の住所及び氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
 - 四 水道施設の概要
- 2 条例第六条第二号又は第三号の規定による特定小規模貯水槽水道等の変更又は廃止の届出は、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 届出をしようとする者の住所及び氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
 - 二 特定小規模貯水槽水道等を設置する施設の名称及び所在地
 - 三 変更事項又は廃止の理由

(電子情報処理組織による届出)

第四条の二 島しょ地域に存する町村を除く区域に設置した特定小規模貯水槽水道等に係る条例第六条の規定による届出をしようとする者は、知事が指定する電子情報処理組織を利用して、前条に掲げる事項を知事に送信することによって行うことができる。

- 2 前条の規定による届出については、東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年東京都条例第百四十七号)第三条の規定は、適用しない。

(特定飲用井戸等の水質検査)

第五条 条例第七条第一項第五号の水質検査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 給水を開始しようとするときに行う検査においては、水質基準に関する省令(平成十五年厚生労働省令第百一号)の表の上欄に掲げる事項

二 定期的に行う検査においては、別表第二に掲げる事項

(身分証明書)

第六条 条例第十二条第二項の証明書は、別記様式による。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第一〇一号)

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年規則第八二号)

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

2 平成十七年三月三十一日までの間、この規則による改正後の東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則別表第三 五の項の規定の適用については、同項中「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」とあるのは「有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」とする。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成一六年規則第三二七号)

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第二三八号)

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第二九三号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

別表第一(第三条関係)

(平一五規則一〇一・平一八規則二三八・一部改正)

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(同条に規定する大学を除く。)並びに同法第八十二条の二に規定する専修学校及び同法第八十三条第一項に規定する各種学校のうち主として十八歳未満の者が在学するもの

二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所及び同法第二条第一項に規定する助産所

三 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「自立支援法」という。)第五条第一項に規定する障害福祉サービス(生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援(生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を提供するものに限る。)、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助に限る。)を行う施設(他の項に掲げるものを除く。)

四 自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター及び同条第二十二項に規定する福祉ホーム

五 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項に規定する身体障害者福祉センター

- 六 自立支援法附則第四十一条第二項の規定により障害者支援施設とみなされる同条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた自立支援法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設
- 七 自立支援法附則第五十八条第二項の規定により障害者支援施設とみなされる同条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた自立支援法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第五条第一項に規定する知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮
- 八 自立支援法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第五十条の二第一項に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム(厚生労働大臣が定めるものを除く。)及び精神障害者福祉工場
- 九 児童福祉法(昭和三十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設(同条に規定する児童家庭支援センターを除く。)
- 十 老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設(同条に規定する老人介護支援センターを除く。)及び同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム
- 十一 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設
- 十二 生活保護法(昭和三十五年法律第四百四十四号)第三十八条第一項に規定する保護施設(同項第五号に規定する宿所提供施設を除く。)
- 十三 日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設であって児童福祉法第三十五条第三項の届出をしていないもの又は同条第四項の認可を受けていないもの(同法第五十八条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。)

別表第二(第五条関係)

(平一六規則八二(一部改正))

- 一 一般細菌
- 二 大腸菌
- 三 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 四 塩化物イオン
- 五 有機物(全有機炭素(TOC)の量)
- 六 pH値
- 七 味
- 八 臭気
- 九 色度
- 十 濁度
- 十一 水道施設の周辺における化学物質等の使用、排出実態等の状況を勘案し、知事が必要と認めるもの

(表)

別記様式(第6条関係)

第 号			
氏名		写真ちよう付	
年 月 日生			
環境衛生監視員証			
年 月 日発行		東京	
(3年間有効)			
東京都	東京都		
	印	都印	

(裏)

(日本工業規格 A 列 6 番)

この環境衛生監視員証を携帯する者は、東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成14年東京都条例第169号)の規定により立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は、次のとおりです。

東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例抜粋
(報告の徴収及び立入検査)

第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定小規模貯水槽水道等の設置者からその管理の状況について必要な報告を求め、又はその職員に特定小規模貯水槽水道等の水道施設のある場所若しくは特定小規模貯水槽水道等の設置者の事務所に立ち入らせ、その水道施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、環境衛生監視員と称し、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

1638001

434

新宿区西新宿二丁目8番1号
都庁第一本庁舎21階南側

東京都福祉保健局健康安全室
環境衛生課 水道係 行



Form with fields for facility name, address, and contact information.

東京都は、「東京都小規模貯水水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」を定め、水道法の対象となっていない、水槽の有効容量10m³以下の貯水水槽の衛生管理の向上を図っています。

設置者の方には、条例により貯水水槽の点検・管理状況について報告をいただいております。(条例第7条、第12条)

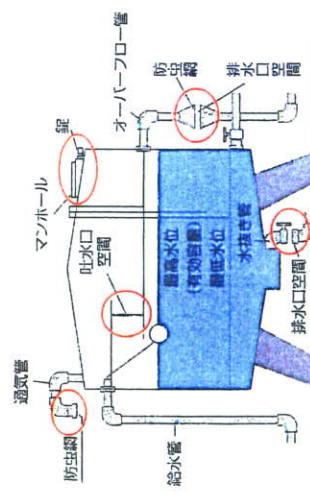
当該条例に基づき実施している施設設備点検等の結果を、**施設用品がき**に記入し、御送付ください。

既に水道管に直結して給水する方式(副圧給水を含む。)に変遷された場合など、貯水水槽を廃止された場合には、必ず、廃止したことを報告はがき連絡事項欄に記入し御送付いただくか、所定の廃止所まで御連絡ください。

Table with columns: Name, Contact, District, and Address. Includes '水道管直結方式への変更について' section.

下記の1~10のチェックポイントに従って点検し、その結果を右の表に記入してください。

- 1 水の異常: 色、にごり、におい、味、異臭はないか
2 設置場所: 水槽の周辺が腐蝕やこぼれているか
3 水槽本体: 破損、亀裂及び漏水がないか
4 水槽上部の状態: 汚染のおそれのある開口部がないか
5 水槽上部の状態: ほこりや水たまりその他の衛生上有害なものがないか
6 マンホールの状態: 施設としてあるか
7 水槽に付帯する開口部の状態: オーバーフロー管、通気管に防虫網が設置されているか
8 水槽に付帯する開口部の状態: オーバーフロー管、水抜き管の排水口空間が十分確保されているか
9 水槽内部の状態: 水槽内部にさびが発生していないか、異物が混入していないか、沈下物が堆積していないか
10 水槽内部の状態: 排水口空間が十分確保されているか



平成19年度版 設置者控

特定小規模貯水水道等清掃・点検結果

※ 満期日(又は満期予定日)、点検日は最近のものを入力してください。

Form for recording inspection dates and results.

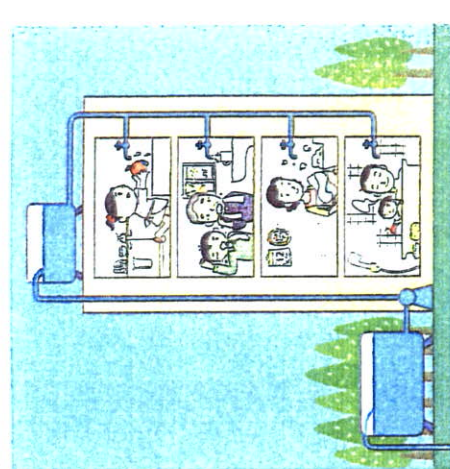
左の図を参考に該当するものに【○】を記入してください。

Table for recording inspection results for 10 items.

受水水槽の有効容量*及び材質を御記入下さい。

特定小規模貯水水道等の衛生管理

一 施設の点検は、お済みですか？



平成19年度版 付 東京都福祉保健局

Table with columns: Name, Representative Phone, District. Lists various facilities and their contact info.

八王子市では、保健所政令市移行に伴い、平成19年4月1日から保健所事務が八王子市に移管されました。お問い合わせは042-(645)5111です。

東京都福祉保健局健康安全室環境衛生課水道係 電話 03-5320-4393 (直通)

平成19年度版

特定小規模貯水水道等清掃・点検結果

※ 満期日(又は満期予定日)、点検日は最近のものを入力してください。

Form for recording inspection dates and results.

左の図を参考に該当するものに【○】を記入してください。

Table for recording inspection results for 10 items.

受水水槽の有効容量*及び材質を御記入下さい。

VI. 今年度の調査の成果と残された課題

1 平成 19 年度は貯水槽水道の構造、材質、経年劣化の状況、補修工事の実施状況、日常管理体制等の項目について、たとえば材質であれば、FRP製、ステンレス鋼板製、鉄筋コンクリート製などのように、それぞれの項目を数段階に区分し各区分ごとに管理基準の不適合状況を調査した。この調査は、18 年度の基本調査を踏まえ、検査機関、水道事業者、保健所、給水管工事業者、ビル管理業者、清掃業者を対象に実施した。これはこれら調査項目とその区分に応じたリスクをあきらかにするために行ったもので、WHOの水安全計画の考えに基づき、安全な飲料水供給に関するクリティカル・コントロール・ポイント CCP(Critical Control Point)のひとつと考えられる貯水槽水道におけるリスクを明らかにし、そのリスクを最小化するための基本情報を得ることを目的にして実施されたものである。

2 もとより、管理水準向上のための方策にはさまざまなものがある。

たとえば、

- ・規制強化がひとつの有力な方法である。しかし、貯水槽水道に適用される法律は水道法と建築基準法があるが、たとえば貯水槽有効容量 10 m³以下のものは、水道法の規制は適用されていない。さらに小規模のものについては、都道府県等の条例、要綱に基づく指導のほか、平成 13 年の水道法改正により、水道事業者の立場からも、供給規定に基づき助言・指導が行われている。貯水槽水道の一般的管理主体は、民間であり、その数も極めて多く、その設置者の専門的知識も十分でないことを考慮すれば、規制強化だけで対応が進むというわけではない。

本研究において、諸外国の調査を実施したが、シンガポールにおいて、法令による強い規制が見られることを除き、アメリカ、イギリスでは、貯水槽水道へ水を供給する水道事業については、規制がなされているが、民間の管理下にある貯水槽の管理については、民間の責任にあることを強調し、その管理は行政の責任ではないことをはっきりと主張している。この責任の所在のあり方については日本においても同様であるが、実際に問題事例が発生したときの需要者の自己責任意識が日本とアメリカ、イギリスとでは大きく異なっている。

このため、特に国民の健康問題に直結する貯水槽水道の内在するリスクに関して欧米型の、自己責任論を持ち出すだけではなく、公的介入（規制・行政指導）強化の必要性も今後は検討する必要がある。その他の方策として非強制的な方法が考えられる。貯水槽水道のリスクとその低減化のための適切な管理の重要性について、需要者を含め広く一般に普及啓発することである。

これについてはたとえば貯水槽水道についてのシンポジウムの開催やマスコミによる情報発信もそのひとつである。平成 19 年度には、本研究の関連でシンポジウムを開催し、また

一般紙にも本研究の成果が紹介されるなど一般の理解が深まってきているが、今後も引き続き行っていかなければならない。さらに、こうした情報発信のみならず、設置者、管理者の積極的な管理への参加を奨励し、適切な管理を促すとともに、問題が見られた場合には円滑に改善を図るための具体的な仕組みの導入について検討していく必要がある。

・ランキング（格付け）の概念の導入は、このような考え方に基づくものである。ランキングにより「良く管理された施設」となった場合には、その事実を外部に示すことにより、マンションなどの施設の資産価値が高まることが期待される。ランキングは、設置者・管理者の管理レベル向上の誘導策として有効である。

本年度は、さまざまな調査結果をもとに貯水槽水道をランキング（分類）する手法および、これに応じた管理のポイントについて検討した。

またランクに応じた、定期点検の方法、高度な水質検査のあり方、配管、貯水槽の劣化診断手法の開発、施設更新の考え方などを現地調査を行いつつ検討した。

今年度はランキングについて基本的な構想を示したが、この構想を元にさらに具体的な検討を行う必要がある。

又、今回の仕組みは、任意の制度であることもあり、優良なところを優良なものとして、認証することに主眼を置いている。その認証効果をより効果的なものとするにより、制度への参加を奨励し、より広い社会システムとしていくことで、貯水槽水道の管理水準を全体として向上させることに貢献するものとするが、その場合でも、実際上適切な管理や検査を行わない施設設置者、管理者にどのようにして参加を促すことができるか、検査の結果問題のある施設についてどのように施設を改善させることが可能かなど、どちらかといえば優良でない施設への対応方策にける面をどのようにカバーしていくかが、この仕組みを異議のあるものにできるかどうかの鍵となる。これらの点については次年度の検討課題とし、引き続き検討していくことが必要である。

・平成 20 年度は、研究の最終年度でもありランキングのみならず、これまでの研究結果を踏まえ、貯水槽水道のより適切かつ高度な管理方法と、それを実施するうえで必要な体制について検討し、貯水槽水道の関係者の役割および連絡体制について整理する。また制度のあり方について研究をおこない提案していきたい。

また本研究の全体を通じて WHO の水安全計画に関する取り組みとの連携を図るため、先進諸国の調査をおこなうとともに、WHO の関係部局と継続的な情報交換を行うこととしている。